

## 低気圧と前線による大雨に伴う災害に当たっての会長談話

令和6年9月21日から22日にかけて、低気圧と前線による大雨に伴い、県内各地に記録的な雨量を観測し、土砂崩れや河川の氾濫などが相次ぎました。

石川県内では、七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町に災害救助法が適用され、県内の広い範囲で多数の被害が発生しています。

令和6年能登半島地震からの復興途上での更なる災害であり、被害の全容は未だ把握できない状況です。安否不明者の捜索も続いています。

この度の大雨で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、救出活動により一人でも多くの方の命が守られることを心よりお祈り申し上げます。また、被災された全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。今後も二次災害の危険が継続する中、どうか引き続き身の安全を最優先にお過ごしください。

当会は、同年9月21日に災害対策本部を設置し、被災者の方々の支援のために活動を開始いたしました。令和5年5月奥能登地震、同年7月津幡豪雨災害、令和6年1月能登半島地震以降、弁護士会の社会的使命を果たし、被災された方一人ひとりに寄り添うべく、様々な被災者支援活動に取り組んで参りましたが、今回の豪雨災害に際しても、法律専門家として、法的な側面からの役に立つ情報の発信や、無料法律相談等の災害支援活動を順次実施していきます。

今後、県内の地方自治体をはじめ様々な支援団体と連携するほか、全国の単位弁護士会、中部弁護士会連合会、日本弁護士連合会、日本司法支援センター（法テラス）などの協力を得て、被災された方々が一日でも早く安心を取り戻し、被災地の復旧・復興に寄与すべく、会員が一丸となって被災者の皆様の法的支援に全力を尽くす決意です。

2024（令和6）年9月24日

金沢弁護士会  
会長 高木 利定